



Fair Finance Guide Japan
ブリーフィングペーパー

解決の見られない環境・社会・人権侵害
～インドネシア：ソロワコ・ニッケル鉱山開発・精錬事業と
闘い続ける地域コミュニティ

2026年4月27日

Fair Finance Guide Japan



本報告書の作成にあたってはスウェーデン国際開発協力庁（Sida）の助成を受けています。

<概要>

Fair Finance Guide Japan ではこれまでに 2023 年に発行した「脱炭素社会への移行の陰で起きている環境破壊と人権侵害」¹、2024 年に発行した「『グリーンローン』の裏で—インドネシア、ソロワコ・ニッケル鉱山開発・製錬事業タナマリア鉱区探査・採掘拡張計画に係る人権問題」²と 2025 年に発行した「不満・不信感を助長する補償交渉～インドネシア：バホドピ鉱山及び製錬所計画を巡る実態」³の 3 つのケース調査にて日本からの投資やサプライチェーン上の関係の深いインドネシアの PTVI 社がかかわるニッケル鉱山における人権侵害等の問題点が複数年時にわたって継続されている問題であることを指摘してきた。

しかしながら、フォローアップ調査によって、PTVI 社がかかわるソロワコ・ニッケル鉱山においてなお引き続き人権侵害が起きている状況が確認された。特にこれまでに報告してきたソロワコ鉱山タナマリア鉱区ロエハ・ラヤ地域の胡椒農家と女性らは建設的な対話を行うための条件を示した書簡を送付するなど、対話に向けた意思を示してきたにも関わらず、住民らの望む形での対話が行われなどころか、インドネシア国軍の大隊本部候補地として胡椒畑の中に看板が立てられたりするなどの威嚇行為が行われてきた。

このような威嚇行為は世界銀行グループ国際金融公社（IFC）の定める「環境と社会の持続可能性に関するパフォーマンス基準（通称：IFC PS）」の複数の規定にまたがった違反行為である。「基準 1 環境社会リスク影響の評価と管理」に関しては「ステークホルダーエンゲージメント」、「情報公開」、「協議」、「情報を提供した上での協議及び参加」の各項目に対して違反しており、「基準 5 用地取得及び非自発的住民移転」にも違反していると考えられる行為である。このようなパフォーマンス基準は IFC によるファイナンスが検討される際に用いられるものであるが、一方で国際的に認められた金融としての倫理基準の一つである。環境・社会への配慮と SDGs の実現を謳う金融各社には最低限準拠することが求められて当然なものだと言える。

加えて、2025 年 8 月 23 日には PTVI 社が所有する重油パイプラインの破損による広域な汚染が生じており、6 村にわたって被害が報告されている。PTVI 社はこれまでに 4 回油流出事故を起こしており管理・インフラ整備体制には大きな問題がある。汚染された河川で獲れた魚を食した住民が中毒症状を起こしたケースや汚染された水を飲んだ牛などの家畜が死亡するケースのほか、河川岸や水田の汚染は事故から 5 ヶ月半が経過した 2026 年 2 月にも影響が残っており、耕作できない住民も少なくない。その補償も速やかに行われていないとのことである。

さらに、採掘・精錬のために使用される水力発電所が引き起こしている周辺湖の水位変動による被害

¹ https://fairfinance.jp/bank/casestudies/behind_the_green/

² <https://fairfinance.jp/bank/casestudies/greenloans2024/>

³ <https://fairfinance.jp/bank/casestudies/bahodopi2025/>

や、採掘現場を流れる河川の重金属汚染はこれまでに報告されている問題が引き続き改善することなく生じていることも確認されている。

これらの点から PTVI 社にはサステナビリティにかかわる課題解決力が著しく欠如していると考えられる。その PTVI 社の株式を保有し、ソロワコ・ニッケル鉱山からニッケルマット原料を購入している住友金属鉱山株式会社は PTVI 社の問題行為を黙認している「イネイブラー」として責任が追及されるべきである。

さらに、PTVI 社の親会社にあたるブラジルの Vale 社最大の海外資本による単独株式保有者は三井物産株式会社である。三井物産はその投資家としての立場から問題解決のために圧力をかけられる立場でありながら、十分にその役割を果たさず、人権侵害・環境破壊を継続させている。特に三井物産による Vale 社の株式保有は鉱物の取引継続を狙った政策保有ではなく、純投資目的と定められている。地政学的にサプライチェーンの不安定化が問題視されている中、事業継続のために取引関係が容易に解消できないといった事情はここには存在しない。

これら 2 社には三大メガバンクは全て投融資していることが確認できている。しかし、中でも最も大きな投融資をしているのは三井住友 FG である。民間銀行で最大の単独融資を住友金属鉱山に対して実行している上にシンジケートローンの幹事社として合計 1120 億円の資金提供を手配している。農林中金は融資金額では及ばないもの、先の FFGJ によるレポートを発行した後で住友金属鉱山に対する融資を増額している点はデューディリジェンスが不十分だと言わざるを得ない。

投融資にかかわっている金融機関各社は住友金属鉱山に対して、現在起きている問題の早期解決に向けた具体的行動を要求するとともに、開発が検討されている地域における住民の「拒否する権利」を尊重し、サプライチェーンの多様化を促すエンゲージメントを実施するべきである。また、三井物産へは Vale 社からのダイベストメントを求めるとともに各社競ってサステナビリティ基準に適合した投資先を提案するべきである。とくに後者はビジネスとして当然の営業行為のはずであり、それを実現できていないのはもはや金融機関の本懐を見失っていると批判されても仕方ないだろう。

インドネシア：ソロワコ・ニッケル鉱山開発・精錬事業と 引き続き起こされている環境・社会・人権問題

1. ソロワコ・ニッケル開発事業の概要と日本の関わり



地図：インドネシア南スラウェシ州東ルウ県ソロワコ・ニッケル鉱山及び精錬所（作成：FoE Japan）

ソロワコ・ニッケル鉱山開発・精錬事業は、1968年にPT International Nickel Indonesia（PT INCO：PT インコ）とインドネシア政府による鉱業事業契約（CoW）が締結されて以来、インドネシア・南スラウェシ州東ルウ県で進められてきた（PT Vale Indonesia（PTVI）への社名変更は2011年⁴）。70,566ヘクタール（ha）の鉱業コンセッション内で鉱石の露天掘り⁵を行いながら、1978年からニッケルマットの商業生産⁶を開始し、その全量を日本に輸出している⁷。

長期特別契約に基づき、そのうち20%は住友金属鉱山のニッケル工場（愛媛県）に輸入されており、残りの80%はVale Canada（VCL）が購入したものがVale Japan⁸の松阪工場（三重県）に輸入されて

⁴ PTVI サステナビリティレポート2024（<https://vale.com/documents/d/guest/laporan-keberlanjutan-sustainability-report-pt-vale-indonesia-tbk-2024-english>） p.20

⁵ PTVI サステナビリティレポート2024（脚注1リンクに同じ）によれば、2024年の年間採掘面積は177.70ha（採掘総面積は5,895.4ha）。採掘地域は主にソロワコ鉱区およびペテア鉱区。

⁶ PTVI サステナビリティレポート2024（脚注1リンクに同じ）によれば、ニッケルマットの2024年生産量は71,311トン。PTVI 年次報告書2024（<https://vale.com/documents/44618/1371772/PT+Vale+Indonesia+Tbk+-+Laporan+Tahunan+2024.pdf/1f81c0a6-7a54-7111-fdbc-499d241e3404?version=2.0&t=1755693408213&download=false>）によれば、同2025年目標生産量は71,234トン。

⁷ PT Vale Indonesia Tbk Briefing Book（<https://vale.com/documents/d/guest/ptvi-briefing-book-ina>） p.2

⁸ 出資者は、ヴァーレカナダ（87.2%）、住友金属鉱山（12.8%）。（<http://valejapan.com/?p=2502>。最終閲覧2022年4月。本稿作成時は閲覧不可）

いる。住友金属鉱山が輸入したニッケルマットの一部は電池材料にも利用される硫酸ニッケルの生産⁹に使用され、トヨタ自動車の電池子会社・プライムアース EV エナジー社¹⁰、またパナソニック社を通じて電気自動車大手のテスラ社¹¹にも納入されてきた。住友金属鉱山はトヨタ自動車¹²およびパナソニック¹³との間で電池の正極材に係る協業も積極的に進めている。



トウティ郡アスリ村から見えるソロワコ・ニッケル鉱山（2025年10月）



ニッケルマット製造設備（2022年10月/WALHI 南スラウェシ）

現在の PTVI の株主構成については、2024年6月28日に VCL と住友金属鉱山が国営鉱業会社 MIND ID（マイニング・インダストリ・インドネシア）へ PTVI 株式の一部売却を完了した後、MIND ID（34.00%）、VCL（33.88%）、住友金属鉱山（11.48%）、保有率5%未満の一般株主（20.64%）となっている。¹⁴なお、VCL の親会社であるブラジルの Vale（Vale S.A.）には、三井物産が出資（6.3%）¹⁵を続けている。

2025年12月28日に期限を迎える予定であった PTVI の CoW は、2024年5月13日に特別鉱業事業許可（IUPK）への切替更新が完了した。IUPK の期間は CoW 期間から10年間の延長が認められ、2035年12月28日までとされており、それ以降も10年間毎の延長が可能となっている。同 IUPK に基づき、

⁹ 住友金属鉱山「硫酸ニッケルができるまで」（https://www.smm.co.jp/corp_info/location/domestic/nickel/）

¹⁰ 住友金属鉱山プレスリリース（2020年3月10日）
（https://www.smm.co.jp/news/release/uploaded_files/20200310_J.pdf）

¹¹ 住友金属鉱山プレスリリース（2013年9月26日）
（https://www.smm.co.jp/news/release/uploaded_files/130926.pdf）

¹² 住友金属鉱山プレスリリース（2025年10月8日）
（https://www.smm.co.jp/news/release/uploaded_files/20251008_JP.pdf）

¹³ パナソニック エナジー プレスリリース（2025年3月31日）
（https://news.panasonic.com/uploads/tmg_block_page_image/file/31980/jn250331-2-1.pdf）

¹⁴ PTVI “Shares Information “（<https://vale.com/en/indonesia/shares-information>）

¹⁵ Vale “Vale’s Total Capital, December 30th, 2025”（<https://vale.com/en/check-out-our-company>）

PTVI は新規製錬施設等の建設を規定期間内に完了させる義務を負っている¹⁶。

その新規製錬施設¹⁷の一つはソロワコ・リモナイト事業（Indonesia Growth Project (IGP) Sorowako Limonite Ore）で、中国の Zhejiang Huayou Cobalt 社（浙江華友鈷業）および同社の子会社である PT Huali Nickel Indonesia とともに進められている¹⁸。東ルウ県マリリ郡で開発されるインドネシア・フアリ工業団地（IHIP）内で建設中の同製錬所（総事業費約 19 億米ドル）では、電気自動車（EV）用バッテリーの材料となるニッケル・コバルト混合水酸化物（MHP）（ニッケル年間生産量 60,000 トン）を HPAL（高圧硫酸浸出）技術を用いて生産する予定で、2027 年第二四半期の竣工を見込んでいる。原材料となるリモナイト鈷（年間生産量 11,500,000 WMT）の開発（総事業費約 2 億米ドル）は PTVI が進めている¹⁹。

前報告（2024 年 2 月）²⁰の中で取り上げた「タナマリア鈷区探査・採掘拡張計画」も依然として頓挫はしていない。PTVI の 2025 年 11 月の資料²¹によれば、探査計画としてタナマリア鈷区での鈷山開発に関する第 2 期実行可能性調査が継続中であるとされているのに加え、HPAL 製錬所の建設・操業の合弁相手も選定中とされている。未採掘のタナマリア鈷区地域で採掘活動だけでなく、精錬事業も視野に入れられていることがわかる。

2. 継続する環境・社会・人権問題の状況²²

(1) タナマリア鈷区周辺地域での環境・社会・人権問題

●地域コミュニティとの適切かつ有意義な協議の欠如

PTVI は、既設のソロワコ・ニッケル精錬所の南東 35~40 km 程の地域に広がる東ルウ県トゥティ郡に位置するタナマリア鈷区で、2022 年初頭から探査活動を始めた。しかし、タナマリア鈷区内のロエハ・ラヤ地域では多くの農家が胡椒畑を営んでおり、自分たちの重要な生計手段である胡椒畑や水源のあるタナマリア鈷区を PTVI が鈷業コンセッションから除外することを一貫して要求している。

¹⁶ PTVI プレスリリース（2024 年 5 月 15 日）（<https://vale.com/documents/d/guest/2024-5-15-pt-vale-receives-iupk-2024-english>）

¹⁷ 南スラウェシ州の他、PTVI は各ビジネス・パートナーと合弁企業（JV）を立ち上げ、中スラウェシ州（IGP Morowali）、南東スラウェシ州（IGP Pomalaa）でそれぞれ HPAL 製錬所を建設中である。

¹⁸ PTVI プレスリリース（2023 年 8 月 25 日）（https://vale.com/documents/d/guest/2023-8-25-press-release-signing-definitive-agreement-sorowako-hpal_english）

¹⁹ PTVI A presentation for Year-End Analyst Gathering（2025 年 11 月 24 日）（<https://vale.com/documents/44618/8997207/PT+Vale+Indonesia+Tbk+-+A+presentation+for+Analyst+Gathering+2025.pdf>）

²⁰ Fair Finance Guide Japan Briefing Paper「『グリーンローン』の裏でインドネシア、ソロワコ・ニッケル鈷山開発・製錬事業 タナマリア鈷区探査・採掘拡張計画に係る人権問題」（<https://fairfinance.jp/bank/casestudies/greenloans2024/>）

²¹ 脚注 16 に同じ

²² 2023 年末までの各問題の詳細は既出レポート（脚注 17 に同じ）を参照のこと



未採掘のタナマリア鉱区内に広がる胡椒畑（トウティ郡／2023年／WALHI南スラウェシ）



胡椒畑で収穫作業をする農業労働者たち（トウティ郡／2023年10月）

農家らは PTVI による探査活動が始まる前も、そして始まった後も、ロエハ・ラヤの住民や影響を受ける農家、農業労働者らとの適切な協議が一切行われてこなかったと指摘した。PTVI が行ったのは、村長やその関係者等に対する「*Sosialisasi*」（説明会）だけで、胡椒畑に重機が突然やってきて探査作業を始めたり、農家が知らない間に探査作業が行われたりというケースも報告された。

胡椒農家らが抗議の声を強めた後、2023年9月には東ルウ県トウティ郡庁舎で「*Sosialisasi*」が行われたものの、影響を受ける女性は招待されないまま、胡椒農家らとの無用な対立を助長しかねない PTVI 関連の労働者などが参加者として招待されるなどしたため、胡椒農家らは出席を拒否した。また2023年10月には南スラウェシ州都マカッサル市内のホテルで「PTVI の PPKH（林地賃貸利用）地域における土地紛争解決スキーム構築に関するフォーカスグループディスカッション」（FGD）が開かれた。しかし、ロエハ・ラヤから十数時間もかかる場所で開催されること、また関連政府機関の関係者が多く招待され、所与のプログラムで発言機会を確保されている状況である一方、コミュニティの声を真摯に聞き、話し合う場にはなりえないこと等を指摘し、胡椒農家らは同会合への出席も拒否した。このように、ロエハ・ラヤの胡椒農家と女性らが繰り返し要請していた、ロエハ・ラヤのコミュニティ全員が参加可能な村内での会合や、PTVI の CEO が直接農家の声を聞く機会は設けられないままであった。

こうした状況から、ロエハ・ラヤの胡椒農家と女性らは2024年4月に再び「声明と要請」と題した書簡を PTVI に提出し、以下の5点を明確に要求した。

1. 説明会（*Sosialisasi*）ではなく、「住民協議会」（*Public Consultation*）を実施すること。つまり、コミュニティと企業が対等であり、農家らの意見表明のスペースが確保されること。
2. 農家と女性に対する住民協議会を別々に実施すること。
3. 警察・軍関係者の関与がない住民協議会を実施すること。
4. 住民協議会のプロセスにおいて、「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（free, prior and informed consent）」（FPIC）の原則を確保すること
5. 住民協議会におけるコミュニティの意見・態度・決定を尊重すること

これに対し、PTVI は補償金や移転交渉などさまざまな手口でコミュニティ間、また家族間の分断工作を行い、ロエハ・ラヤの胡椒農家と女性らの結束を崩そうとしてきた。また、PTVI は 2024 年 10 月 2 日にロエハ・ラヤ地域でタナマリア鉱区での探査活動の再開に関する会合を催した。しかし、同会合はロエハ・ラヤの村内で開かれたものの、透明性や参加の点から問題のあるものであった。PTVI はロエハ・ラヤのコミュニティ全員を招待することはせず、僅か 75 名のリーダーのみを招待する形をとったが、このうち PTVI の採掘活動を断固拒否してきた 68 名は、PTVI の透明性を欠くやり方に反発し、会合には参加しなかった。結果として何も合意には至らず、非生産的な会合に終わった。

ロエハ・ラヤの胡椒農家と女性らは、「ロエハ・ラヤのコミュニティの見解に関する声明」と題した書簡（2024 年 10 月 8 日付）を PTVI の CEO 宛てに発出²³し、PTVI が当初から FPIC を確保できていないことを指摘するとともに、2024 年 10 月 2 日の PTVI による会合が透明性のない閉鎖的なものであったことに深い懸念と失望を示した。そして PTVI がタナマリア鉱区でのあらゆる活動をただちに停止すること、また探査活動の拠点となっている PTVI のキャンプを撤去することを要求し、改めてタナマリア鉱区での探査・採掘活動を拒否する立場を表明した。さらに、胡椒農家と女性らが移転や補償、「CSR（企業の社会的責任）」の名の下に行われる農業支援などの提供を望んでいないことも明確に示した。

こうしたロエハ・ラヤの胡椒農家と女性らの自分たち、また将来世代の生活と権利を守るための一貫した強い反対の声によって、現在、PTVI の探査拠点となっていたキャンプ地では何も作業は行われておらず、無人の状況となっている（2026 年 2 月時点）。しかし、前述のとおり、PTVI は依然としてタナマリア鉱区における鉱山開発および HPAL 製錬所の建設・操業計画を継続中²⁴であり、また後述のとおり、2025 年 11 月にはタナマリア鉱区内でインドネシア国軍大隊本部の設営計画が持ち上がるなど、ロエハ・ラヤの胡椒農家と女性らにとって予断を許さない状況が続いていることに変わりはない。

²³ WALHI 南スラウェシ プレスリリース（2024 年 10 月 15 日）（<https://walhisulsel.or.id/4470-sending-letter-to-pt-vale-indonesia-apl-asks-to-vacate-nickel-mining-exploration-camp-in-tanamalia/>）

²⁴ 脚注 16 に同じ



ロエハ・ラヤ地域内の PTVI の探査拠点前に胡椒農家と女性らが立てたプラカード。『ロエハ・ラヤの胡椒農家はロエハ・ラヤの胡椒畑における採掘会社の存在を拒否する／ロエハ・ラヤは団結している』と書かれている（トウティ郡／2026年2月）

何も作業が行われず、無人の状況となっているロエハ・ラヤ地域内の PTVI の探査拠点（トウティ郡／2026年2月）

●抗議する農家らの声を抑制しようとする動きと市民社会スペース縮小の懸念

ロエハ・ラヤの胡椒農家と女性らが PTVI によるタナマリア鉱区での探査・採掘計画に対して平和的に抗議の声をあげてきたのに対し、抑圧的な対応と「表現の自由」を侵害する行為が繰り返されてきた。2023年7月にはロエハ・ラヤの胡椒農家と女性らによる PTVI の探査拠点前での抗議活動に、重武装の警察機動旅団が配備された。また、農家の胡椒畑での PTVI による探査活動にインドネシア国軍が帯同したケースも報告された。さらに2023年8月には、胡椒農家らのリーダー18名に対して東ルウ県警から召喚状が届くなど、農家らへの威嚇行為も続いた。



胡椒農家が PTVI の探査活動の拠点となっているキャンプ地前で抗議活動を行った際に配備された重武装の警察機動旅団（トウティ郡／2023年7月／WALHI 南スラウェシ）

PTVI の探査活動に同行し、農家の胡椒畑に現れた軍人らと探査活動を制止しようとしている農家（トウティ郡／2023年7月／WALHI 南スラウェシ）

2025年11月13日には、タナマリア鉱区内の胡椒畑が広がるレンコナ地域のど真ん中3箇所に「軍大隊本部候補地」と書かれたプラカードが立てられているのを農家らが発見した。軍大隊本部が設立されれば数十人の胡椒農家が生活の糧を奪われることは明らかな状況であった。またロエハ・ラヤの胡

椒農家と女性らは自分たちに何も知らされずに進められたこの不意打ちの動きについて、自分たちへの監視を強め、反対の声を封じるためのものであり、自分たちが安全に発言できる場を失うという心理的な脅威・苦痛をもたらすものだとし、同プラカードを引き抜いて抗議の意を示すとともに、各政府関係者などに情報公開を含めた適切な対応を求めた。

また、ロエハ・ラヤの胡椒農家と女性を支援し続けている現地 NGO インドネシア環境フォーラム (WALHI) 南スラウェシも、2025 年 11 月 18 日に記者会見を開く²⁵など、この動きを強く非難した。WALHI 南スラウェシは、PTVI とインドネシア国軍の対応について、テロや国家主権への脅威の可能性もなく、コミュニティが営農しているだけの地域に軍の大隊本部を設立することは農家の生活・経済活動の場に脅威をもたらす以外の何物でもないと指摘した。そして、農家と PTVI の紛争に軍が割って入るようなことはするべきではないとして、軍にタナマリア鉱区内での大隊本部の設立を中止するよう求めるとともに、PTVI に鉱業コンセッション内で軍の関与・協力を許さないよう求めた。

こうしたコミュニティと現地 NGO の迅速な対応は、同地域での軍大隊本部の設立を一旦頓挫させる結果につながっている (2026 年 2 月時点)。しかし、依然として軍大隊本部の設立場所を探しているとの情報もある他、スハルト独裁政権時代に軍幹部として多くの人権侵害に関与したとされるプラボウオ・スビアント政権が 2024 年 10 月に発足して以降、インドネシアの市民社会スペース自体の縮小が懸念されている中、今後も国家権力や治安部隊による暴力的・抑圧的な手段がとられることなく、農家や女性らの人権がしっかりと保護・尊重されるよう注視が必要な状況が続いている。



タナマリア鉱区内の胡椒畑が広がるレンコナ地域に立てられた後、農家が引き抜いた「軍大隊本部候補地」と書かれたプラカード (トウティ郡/2026 年 2 月)



左記のプラカードが立てられた周辺地域に広がる胡椒畑 (トウティ郡/2026 年 2 月)

²⁵ WALHI 南スラウェシ プレスリリース (2025 年 11 月 26 日) (<https://walhisulsel.or.id/4819-walhi-sulawesi-selatan-gelar-konferensi-pers-terkait-rencana-pembangunan-markas-batalyon-tni-ad-di-tanamalia/>)

(2) 重油パイプラインの破損による油流出



地図：重油パイプライン破損地点と汚染被害を受けた河川・湖・水田（作成：FoE Japan）

●重油流出による環境汚染とコミュニティの生活・安全への脅威

南スラウェシ州東ルウ県トウティ郡において 2025 年 8 月 23 日に発生した重油（Marine Fuel Oil : MFO）パイプラインの破損による油漏出は、広範な地域に汚染をもたらし、長期にわたる深刻な環境社会影響が懸念されている。PTVI の所有する同パイプラインは全長 48 km で、マリリ郡に位置するマンカサ・ポイント港からソロワコにある精錬所サイトまで伸びている。その途中、精錬所サイトまでパイプラインであと 8 km 余りの 39.93 km 地点（リオカ村）で地殻変動によりパイプラインの破損が起きたとされる²⁶。漏出した重油は数日内に隔離措置が行われたとされる²⁷が、パイプライン破損地点の近くを流れるコロモシル川に流入した後、コロモシル川に依存する灌漑設備と水田を経由して、コロバカラ川にも流入し、最終的にはトウティ湖にまで流れ込み、広範な地域の水生生態系と生物多様性を脅かす結果となっている。



パイプライン破損地点近くの状況（トウティ郡／2026年2月）



トウティ湖に流れ込む河口部に設置された重油汚染対策用トラップ（トウティ郡／2025年11月）

²⁶ Bisniscom 配信動画（2025年10月2日）（<https://www.youtube.com/watch?v=CCJmOnVdcuo>）

²⁷ PTVI Towuti Oil Leakage Recovery（<https://vale.com/indonesia/towuti-oil-leakage-recovery>）

住民や WALHI 南スラウェシの記者会見での報告に関する現地報道によれば²⁸、この重油の流出により汚染された河川と湖に水資源を依存している少なくとも6村（リオカ、ランケア・ラヤ、バルガ、ワウオンドウラ、マトンピ、ティマンブ）の住民が影響を受けているということだ。重油による環境・水質汚染の連鎖の中で、生計手段、健康など住民の生活に深刻な被害が及んでいる。汚染された河川で獲れた魚を食した住民が中毒症状を起こしたケースや汚染された河川水を飲んだ牛などの家畜が死亡するケースも報告されている。また後段で詳述する水田への被害については多くの農家が生計手段を奪われたままとされている。

住民によれば、PTVI および政府当局から、汚染された河川およびトウティ湖で獲れた魚貝類を食したり、汚染された河川水を水田および野菜栽培等の農業に使ったりしないよう注意喚起がなされているという。しかし、食卓用に河川や湖で釣りをしたり、空心菜などの野菜を河川沿いで栽培したりなど、住民は日常生活の中で河川や湖に深く依存してきたため、やむを得ず、いつまで続くかわからない注意喚起を無視する住民も出ており、長期的な健康リスクが懸念される。

PTVI は緊急対応を実施した後も、透明性やステークホルダーとの開かれた対話を重視しながら、コミュニティの安全、持続可能性、安心を確保することを主な目標として、環境および社会面での包括的な復興計画を実施すると発表している。またトウティ郡の庁舎には苦情・情報センターも設置されている²⁹。しかし、現場に足を運ぶと、いつ環境や水質が回復するかなどの情報は不透明なままで、生活への影響を受けた多くの周辺住民が大きな不安を抱えた状況に置かれている。また複数の河川岸や水田の堆積物に依然として油分が残っていることが確認できる状況であり、住民の不安は一向に解消されていない（2026年2月時点）。PTVI は影響を受けているコミュニティへの透明性を十分に確保した上で、今回の重油の流出で引き起こされた環境・社会・経済面でのすべての影響に責任を持って対処し、汚染された河川、湖、灌漑設備の原状回復を行うことが求められている。

また、PTVI の事業に関連した油流出事故は今回が初めてではないことも留意すべきである。マンカサ・ポイント港のあるランピア沿岸では 2009 年、2012 年、2014 年、今回のような内地でも 2010 年に流出事故が起きており、その都度、環境や住民の生活に被害が及んできた。これは PTVI の事業の持続可能性に深刻な瑕疵があることを示している。PTVI が有効な再発防止対策を取ることが必要であるの言うまでもないが、地殻変動がつづく地域でパイプラインを使って重油を輸送する限り、こうした油流出事故の発生を完全に回避することは難しいであろう。気候変動対策の観点からも、根本的な問題解決のため、化石燃料である重油を使わない代替措置を PTVI は検討していくべきである。

²⁸ Rakyat Sulsel 記事（2025年10月25日）（<https://rakyatsulsel.fajar.co.id/2025/10/25/walhi-pt-vale-lakukan-pelanggaran-berat/>）

²⁹ 脚注 24 に同じ



農業を行わないよう注意喚起がなされている汚染河川の近くで、空心菜の栽培を続けている農家も見られる（トウティ郡／2025年11月）



重油が流れ込んだ河川岸の堆積物には、いまだに油分が残っているのが確認されている。写真はトウティ湖に近い河川に PTVI が設けた汚染管理地点（Point 10 および Point 11）付近で確認された油分（トウティ郡／2025年11月）

●農家への甚大な経済的被害と迅速かつ適切な対処の欠如

重油パイプラインの破損は、コロモシル川およびコロバカラ川に灌漑用水を依存してきた数百ヘクタール近くの水田で稲作を営んできた数百世帯の農家に甚大な被害を及ぼしている。ある農家によれば、パイプラインからの重油の漏出後、河川から灌漑設備への水流口、また灌漑設備から河川への水流口を完全に閉鎖するまでに2日間はおかかっていたとのことで、その間に重油が直接水田に流れ込んでしまったということだ。また、こうした直接的な影響を受けなかった場合でも、間接的な影響が広範にわたっている。安全に河川水を利用できることが確認できるまで、同河川に灌漑用水を依存しているすべての水田で稲作が行えない状況が続いており、生活が立ち行かなくなっている農家も出ている。

同地域の住民は PTVI の下請企業での非正規雇用で不定期に働き口を見つける人もいるものの、主として水田での稲作、畑での胡椒やカカオ、トウモロコシ、野菜の栽培、養殖などで生計を立てている。稲作農家は灌漑設備を利用して、年2回の水田耕作を行ってきた。収穫が良い時には、1収穫期1ヘクタール当たり7トンも獲れ、42,000,000 ルピアの総収入になる（精米前の米の売却市場価格が6,000 ルピア/kg の場合）。つまり、純収入ではなく総収入では、1ヘクタール当たり年間で84,000,000 ルピア（77万円相当）の収入源が失われたことになる。

PTVI は水田の土壌回復や再耕作の補助を当初から約束した³⁰が、住民によれば、水田での不耕作期間に被る損害に対する補償金について交渉が始まったのは、住民らが抗議デモを行った後であった。しかし、補償交渉や被害レベルの評価はもっぱら PTVI および自治体の間で行われた。被災農家は関連する協議や地図の作成に参加せぬまま、PTVI と自治体からの報告を受け取るだけであり、被害レベル「低、中、高」の根拠も不透明であった。また、村によって補償金の水準が異なっていた³¹ため、水

³⁰ 脚注 24 に同じ

³¹ 2025年11月および2026年2月の WALHI 南スラウェシおよび FoE Japan による聞き取りによれば、リオカ村では、1収穫期1ヘクタール当たり7トンで米の売却価格を10,000 ルピア/kg に設定した他、5収穫期分の補償金の支払い水

準を低く設定された村の農家からは不満の声が聞かれた。

さらに、PTVI による補償金の支払いは重油漏出の約 1 ヶ月半後である 10 月初頭に始まり、PTVI 自身が迅速な補償金の支払いを目指すとしたものの、WALHI 南スラウェシおよび FoE Japan が重油漏出から約 5 ヶ月半が経った 2026 年 2 月に行った住民への聞き取りによれば、ティマンブ村で半数以上の農家が依然として補償金の支払いを待っているとのことであった。農家らによれば、誰にいつ補償金が支払われるかといった情報もないという。そもそも、収穫期 2 期分あるいは 5 期分の補償金が支払われても、2 期あるいは 5 期（1 年あるいは 2 年半）後に水田が原状回復、つまり、水田が以前と同様の生産性を有した状態に戻り、水田での稲作を再開できるという保証もない。大きな不安を抱えたまま生活を続ける農家のためにも、透明性のある形で迅速かつ適切な水田の原状回復措置と補償措置の実施が求められている。



重油の流出後、耕作を止めた水田が広がるティマンブ村の様子（トウティ郡／2025 年 11 月）



周辺住民グループは重油流出による水質汚染を糾弾し、PTVI による補償の約束の履行と水田の原状回復を求めている（トウティ郡／2025 年 11 月）

準で合意がなされた一方、ティマンブ村では、1 収穫期 1 ヘクタール当たり 7 トンで米の米売却価格は 7,000 ルピア/kg に設定され、また 2 収穫期分のみ補償金の支払い水準で合意がなされたとのこと。

(3) 水力発電目的の水位調整のためにつづく湖畔の水田への被害

ソロワコ・ニッケル開発地域の周辺に広がるマタノ湖、マハロナ湖、トウティ湖の各湖畔では、PTVI の事業による水田や養殖池への影響が数十年にわたり断続的に続いている。PTVI は事業の主要電源を水力発電で賄っており、3 つのダム³²がマリリ川に建設されているが、その上流に位置し、発電所の水源となっているのがこの 3 つの湖である。発電用の水の確保のために起きる湖の水位上昇によって、各湖畔に広がる水田や野菜畑、養殖池への浸水被害が起きてきた。しかし、こうした



マハロナ湖の湖畔に広がる水田の様子
(トウティ郡/2025 年 11 月/WALHI 南
スラウェシ)

被害に対する補償はこれまでまったく行われていないケース、また補償が支払われたとしても、住民による PTVI に対する申立てや抗議の後であったり、不十分な補償額でしかなかったりするなどの問題が指摘されてきた。

WALHI 南スラウェシおよび FoE Japan が 2025 年 11 月に行った住民への聞き取りでは、2025 年にもマハロナ湖で再び同様の状況が発生していたことが明らかとなった。トウティ郡トーレ村の住民によれば、5 月 8 日から 6 月 2 日にかけて、最上流に位置するマタノ湖とマハロナ湖の間に設けられているペテア水門の開放によりマハロナ湖の水位が上昇し、湖畔で洪水が発生した。この洪水により、トーレ村の少なくとも 21 世帯の農家の水田約 29 ヘクタールが浸水被害を受けたということだ。

2025 年に起きた水田の浸水被害に対する補償金は、PTVI への住民による苦情と交渉の末に支払われたが、被った損失に対して不十分であるとの声も聞かれた。また住民は PTVI に対し、繰り返し起きる湖畔での浸水問題を解決するよう強く求めている。PTVI は水力発電の需要に応じてペテア水門を開閉し、水の放流量を調整しているが、PTVI はこれらの情報を住民に事前に知らせることもしていない他、湖の水位を測定する機器すら整備していない。PTVI による根本的な問題の解決が求められている。

(4) 鉱山及び精錬所周辺における河川等での重金属汚染

FoE Japan が WALHI 南スラウェシとともにソロワコ鉱山・精錬事業の現場周辺で行ってきた河川の水質調査（2022 年 7 月、10 月、2023 年 1 月、7 月、2024 年 1 月、5 月）では、ラウエウ川（ヌハ郡ニッケル村）で日本の環境基準（0.02 mg/L）および世界保健機関（WHO）飲料水水質ガイドラインの基準値（0.05 mg/L）を超過する六価クロム負荷（0.05～0.15 mg/L）が継続的に検出されてきた。六価クロムは、発がん性、肝臓障害、皮膚疾患等の健康被害が指摘される毒性の高い重金属である。ラウエ

³² それぞれ、ラロナ水力発電所（165 メガワット（MW）。1979 年稼働開始）、バラムバノ水力発電所（110 MW。1999 年）、カレツベ水力発電所（90 MW。2011 年）

ウ川が注ぐマタノ湖の河口付近に暮らす住民によれば、15 世帯余りがマタノ湖の水を洗濯、料理、水浴びなど家庭用水として利用しているが、同河川水の利用に関して、PTVI による同住民らへの通知や注意喚起などは特段行われていないとのことであった。



PTVI の鉱山から流れてくるラウェウ川は最終的にマタノ湖に流れ出ていく。降雨時には河川が赤茶色になる（ヌハ郡／2024 年 5 月）



六価クロム簡易検知管による検査結果。右から順にラウェウ川上流（0.15 mg/L）、ラウェウ川下流（マタノ湖近く。0.1 mg/L）の検体（ヌハ郡／2024 年 5 月）



ラウェウ川沿いでは、パイプを使ってマタノ湖から直接水を引き、洗濯、料理、水浴びなど家庭用水として利用している住民もいる（ヌハ郡／2024 年 5 月）

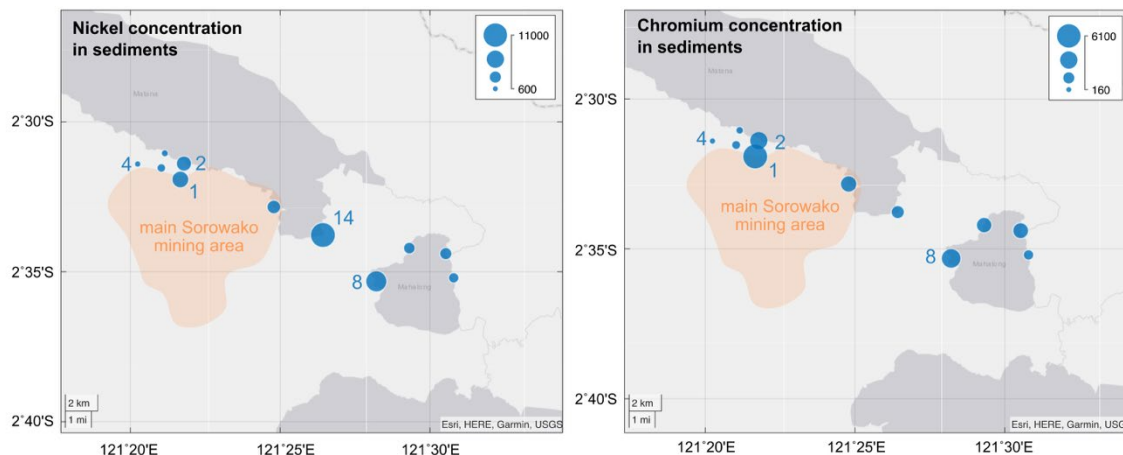


ラウェウ川沿いでは、パイプを使ってマタノ湖から直接水を引き、洗濯、料理、水浴びなど家庭用水として利用している住民もいる（ヌハ郡／2024 年 5 月）

こうした河川での水質汚染に加え、ソロワコ鉱山・精錬事業の周辺地域では河川や湖の水底の堆積物において深刻な重金属汚染が進んでいることが明らかとなっている。2025 年 5 月に WALHI 南スラウェシおよび FoE Japan の協力の下、Source International（伊）が行った調査³³では、ソロワコ周辺の河川と湖の 11 地点で水底の底質を調べたところ、クロムとニッケルの濃度が、水生生物への悪影響が発生する可能性のある Probable Effect Level（底質関連のガイドラインで使用される指標）の 2～200 倍という警戒すべきレベルに達していた。こうした汚染はサンプル採取地域の全体に広がっていたが、

³³ Source International 報告書「Environmental impacts of nickel extraction and processing in South and Central Sulawesi, Indonesia - Report on water and sediment contamination - May 2025 campaign」（2025 年 12 月）
https://cdn.prod.website-files.com/5d9954966e7b48dc0509576b/692d5e441e60dd23a0f9aad4_Dec%202025_Indonesia_May%202025%20campaign_final_v2.pdf

住民によって鉱山活動関連の汚染が報告されている地点では、一貫して高い値を示していた（下図）。PTVI のソロワコでの鉱山・精錬事業が 50 年以上に及ぶ中、長年かけて底質に溜まってきた重金属は、人為的負荷による水生生態系への影響に加え、住民が健康リスクに晒されている可能性も示している。



図：ソロワコ地域の堆積物中のニッケル（左）とクロム（右）の空間分布。データポイントの大きさは、右上の凡例に示されている濃度（単位は mg/kg）に比例。（注：Source International 報告書の図を引用）



Source International による水質・底質サンプル採取の様子（ヌハ郡／2025 年 5 月）



Source International による底質サンプルの例（採取地点番号 14）（ヌハ郡／2025 年 5 月）

3. 改善されないソロワコ・ニッケル鉱山開発・精錬事業による国際規範に係る違反

インドネシアおよび日本の市民団体は 2023 年 8 月以降、PTVI の主要株主（住友金属鉱山、ノルウェー政府）及び PTVI の親会社である Vale の主要株主（Capital Group、Previ、三井物産、BlackRock）に対し、ソロワコ・ニッケル開発の影響を受ける現地コミュニティの人権を保護するため、PTVI/Vale が迅速かつ適切な措置を講じるよう、PTVI/Vale への適切なエンゲージメントを継続して求めてきた³⁴。また 2024 年 2 月以降は特に、PTVI がタナマリア鉱区において探査活動を再開できるような状況が依然整っていないことを強調し、国際規範に沿わない探査活動や採掘活動を行うことがないよう、し

³⁴ FoE Japan プレスリリース（2023 年 8 月 18 日）（<https://foejapan.org/issue/20230818/13920/>）

かるべき対応を PTVI/Vale に対して働きかけるよう主要株主に対して要請し続けてきた³⁵。

一方、Vale は 2024 年 4 月に同社ウェブサイト上の「ESG Controversies」のページに「インドネシアにおける PTVI の社会・環境影響 (PTVI Social & Environmental impacts, Indonesia)」に係る情報を掲載した³⁶。またその後も、Vale Base Metals (VBM) が 2023 年後半に委託したコンサルタントによる人権状況に関する調査報告書の要約³⁷と、同コンサルタントの提言を受けての PTVI のアクションプラン³⁸を公開した。

しかし、同アクションプランで提示されているタナマリア鉱区に係る問題への PTVI の対処方法は、問題を解決するどころか、むしろ現場での緊張感を悪化させ、対立や地域分断をより助長するものであった。例えば、PTVI は移転計画の策定をアクションプラン³⁹で提示したが、そもそも口エハ・ラヤの胡椒農家と女性らは移転も補償も望んでいないため、問題の解決にはつながらない。タナマリア鉱区内で胡椒栽培を営んできた農家と女性らは、開発・探査の見直しを切実に願ってきたが、PTVI の態度はこうした要求に対して一向に配慮を示さないものであった。

こうした状況を受け、2024 年 10 月 23 日、市民団体は再度、PTVI/Vale の主要株主に書簡を提出し、探査を拒否する口エハ・ラヤの胡椒農家と女性らの権利を尊重した上で、PTVI が鉱業コンセッションからタナマリア鉱区を除外することを主要株主からも PTVI/Vale に働きかけるよう要請した⁴⁰。同書簡では、透明性のない閉鎖的な方法で物事を進めようとする PTVI に対し、胡椒農家らの不信感がますます増幅していることが指摘された他、警察や軍などの関与が再び強化されることへの懸念も改めて示された。

しかし、前述のとおり、その後も口エハ・ラヤの胡椒農家と女性らに対し、適切かつ有意義な協議の場は設けられておらず、2025 年 11 月には頓挫したものの、同地域での軍大隊本部の設立計画が持ち上がるなど、現場の状況に改善の兆しは見られない。前報告 (2024 年 2 月)⁴¹の中では、以下の表で世界銀行グループ国際金融公社 (IFC) の「環境と社会の持続可能性に関するパフォーマンス基準」

³⁵ FoE Japan プレスリリース (2024 年 2 月 27 日) (<https://foejapan.org/issue/20240227/16316/>)

³⁶ Vale 「ESG Controversies」 (<https://vale.com/ca/esg/controversies>)

³⁷ twentyfifty Ltd 「Investigation into human rights concerns raised in letter to PTVI investors EXTERNAL SUMMARY REPORT PREPARED FOR VALE BASE METALS」 (2024 年 7 月) (https://vale.com/documents/d/guest/ptvi-investigation-public-report_-20240730)

³⁸ PTVI response and action plan (<https://vale.com/documents/d/guest/human-rights-commitment-and-action-plan>)

³⁹ 脚注 35 に同じ

⁴⁰ FoE Japan プレスリリース (2024 年 10 月 24 日) (<https://foejapan.org/issue/20241024/20977/>)

⁴¹ 脚注 17 に同じ

(PS)⁴²に係る違反点を示したが、依然として、こうした国際規範に違反している状況は変わらないと言える。

⁴² IFC「環境と社会の持続可能性に関するパフォーマンス基準」 (<https://www.ifc.org/en/insights-reports/2012/ifc-performance-standards>)

表 1. IFC パフォーマンススタンダード（PS）規定内容と現場の状況比較

IFC PS の該当箇所及び規定内容	IFC PS に違反している現場の状況
<p>PS 1 「環境社会リスク影響の評価と管理」 ステークホルダーエンゲージメント パラ 26</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ステークホルダー分析を行うこと <p>パラ 27</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会的に脆弱な被影響コミュニティが効果的に参加できるよう配慮したステークホルダーエンゲージメント計画を策定・実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ PTVI は 2022 年初頭に探査を始める前から現在まで、女性を含む胡椒農家や農業労働者、そして胡椒関連の経済活動に従事する人びとなど多くのステークホルダーの把握や分析をできていない。 ・ PTVI は 2022 年初頭に探査を始める前から現在まで、女性や農業労働者など社会的に脆弱な立場におかれているコミュニティが協議や意思決定プロセスに適切に参加できるような配慮を行えていない。
<p>PS 1 「環境社会リスク影響の評価と管理」 情報公開 パラ 29</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (i) 事業目的・性質・規模、(ii) 提案されている事業活動の期間、(iii) コミュニティに対するリスク及び潜在的な影響と緩和策、(iv) 想定されるステークホルダーエンゲージメントのプロセス、(v) 苦情処理（異議申し立て）メカニズムといった関連情報への被影響コミュニティのアクセスを確保すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ PTVI は 2022 年初頭に探査を始める前から現在まで、左記(i)～(v)に係る情報の適切な公開を胡椒農家らに対して行ってきていない。
<p>PS 1 「環境社会リスク影響の評価と管理」 協議 パラ 30</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業のリスク、影響、緩和策について、被影響コミュニティが意見を表明する機会を提供し、事業者がそれら意見を考慮して対応できるような方法で、協議プロセスを実施すること ・ 被影響コミュニティとの効果的な協議は、外部からの操作、干渉、強制、脅迫のない双方向のプロセスであることが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ PTVI は 2022 年初頭に探査を始める前から現在まで、胡椒農家らが意見を表明できる適切な機会を提供できていない。 ・ PTVI は抗議の声をあげている胡椒農家らに対する軍人や警察官の関与を許容する形となっており、双方向のプロセスによる効果的な協議を行うための素地を損ねている。

<p>PS 1「環境社会リスク影響の評価と管理」 情報を提供した上での協議及び参加 パラ 31</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報を提供した上での協議及び参加プロセスの実施 ・協議プロセスは、必要であれば、個別のエンゲージメントを通して、男性及び女性の両者の意見を把握し、適切であれば、影響、緩和メカニズム、便益に関する男性及び女性の異なる懸念や優先事項を反映すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ PTVI は 2022 年初頭に探査を始める前から現在まで、胡椒農家らへの適切な情報提供をできておらず、また適切な協議や参加の機会も提供できていない。 ・ PTVI は 2022 年初頭に探査を始める前から現在まで、特に女性の農家らに配慮した協議や参加の機会を提供できていない。
<p>IFC PS 5「用地取得及び非自発的住民移転」 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代替案の検討を通じて移転を回避すること。回避が可能でない場合には、移転を最小化すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ PTVI は農家の立退きを前提とした対応しかとっておらず、農家の移転や生計手段の喪失をまず回避するという努力を怠っている。

PTVI は現在、Initiative for Responsible Mining Assurance (IRMA：責任のある鉱業のための保証イニシアチブ) での認証取得を申請中で⁴³、IRMA の委託を受けたコンサルタント ERM Certification and Verification Services (ERM CVS) による現場での独立監査⁴⁴が完了し、監査報告書の草稿の段階に入った模様である⁴⁵。しかし、本稿で示したような環境・社会・人権問題が継続し、国際規範も遵守できていない状況は、コミュニティおよびステークホルダーエンゲージメント、人権デューデリジェンス、異議申し立てメカニズム、FPIC 等に係る「責任のある鉱業のための IRMA 基準」⁴⁶を PTVI が満たせていないことを明確に示している。IRMA の監査プロセスにおいては、PTVI の「グリーンウォッシュ」行為に加担せず、PTVI の事業によって影響を受けてきた、また影響を受ける地域コミュニティの権利を尊重し、地域コミュニティの訴えと要求を公正に扱った上での厳格な審査が求められる。

⁴³ IRMA “Sorowako” (<https://connections.responsiblemining.net/site/335>)

⁴⁴ IRMA 公開情報 (2025 年 11 月 5 日) (<https://responsiblemining.net/2025/11/05/erm-cvs-to-conduct-on-site-irma-assessment-of-pt-vale-indonesia-tbks-sorowako-mine/>)

⁴⁵ 脚注 40 に同じ

⁴⁶ IRMA “IRMA Standard for Responsible Mining” (<https://responsiblemining.net/resources/#full-documentation-and-guidance>)

4. 日本企業と金融の責任

上述のように、本事業には間接的に日本企業二社の関与が確認されており、その二社に対して日本の金融機関からも投融資が確認されている。

住友金属鉱山株式会社は日本の非鉄金属企業であり、鉱山開発から製錬及び電池材料の生産まで行う事業者である。PTVI 社の操業するソロワコ・ニッケル鉱山からニッケルマットを購入して新居浜のニッケル製錬所にて電気ニッケルや電池材料を生産している。さらに、PTVI 社には 11.48%の出資をしており、主要株主の一角をなしている。その株主としての相応の責任も存在する。

三井物産株式会社は PTVI 社の親会社にあたるブラジルの Vale 社に 6.31%の出資をしている。割合として少ない数字に見えるかもしれないが、Vale 社にとっては外国の単独株主としては最も大きな株主であり、本社および子会社に対して相応の影響力を行使できる立場にある。さらに、三井物産社の有価証券報告書⁴⁷によれば、三井物産 Vale 社の株式は三井物産社による株式の保有と役員の派遣はサプライチェーン上での取引関係の継続性のためではなく、株式価値の増大や配当金による利益を享受する目的の純投資目的に投資という内容に 2022 年 3 月期以降変更しているとのことである。その意味では、Vale 社が人権侵害に加担しながら投資を続けることはまさに人権保護よりも配当による利益増大を優先する姿勢であると非難されても仕方ない状況である。

これら二社は長年 PTVI 社および Vale 社に出資をしてきている立場にある。そのため、Vale 社のこれまでの問題点についても知りえた立場にある。Vale 社は 2015 年のブラジル・サマルコでのテーリングダム決壊事故と 2019 年に同じくブラジル・ブルマジーニョでのテーリングダム決壊事故と立て続けに死者を何十名も出す事故を起こしたことで知られる企業である。それに加えて、2015 年にはサプライヤにおける違法労働行為が確認されたことも報告されている。この件については 2024 年になってブラジルの法廷において Vale 社が問題発覚後になって一部状況を改善したことを認め、違法労働を許容している状況は脱したと判断している。しかし問題が白日の下にさらされるまで長期にわたって放置してきた企業体質があったことは変えようのない事実である。

Vale 社ではその 2015 年の違法労働行為の発覚も受けて 2019 年に人権デューディリジェンスを強化する方針を打ち出したのだが、子会社である PTVI 社では 2023 年時点でソロワコ・ニッケル鉱山において人権侵害行為を確認している。これは先の Fair Finance Guide Japan 発行の報告書「『グリーンローン』の裏で—インドネシア、ソロワコ・ニッケル鉱山開発・製錬事業タナマリア鉱区探査・採掘拡張計画に係る人権問題」で報告している人権侵害を指す。この報告書に記されている問題と同様の問題について住民を支援する NGO らが PTVI 社およびその親会社ら関係企業に業務改善を求める書簡を送ったところ、PTVI 社の直接親会社にあたる Vale Base Metal 社は 2023 年 11 月にコンサルタントを

47

派遣して住民らへの聞き取りを行った。この報告書において第三者として派遣されたコンサルタントは指摘されている人権侵害が「おおむね住民の主張している内容と一致している」⁴⁸ことを認め、広大な胡椒畑で生活を営んでいる住民の人権は、インドネシア国内法の関係法規の如何に関わらず尊重される必要性を指摘している。

以上のことから、Vale 社ならびにインドネシアの現地子会社である PTVI 社は一度ならず何年もの間に渡って業務改善を求められているにも関わらず杜撰な管理体制や不十分な人権侵害の予防策しか持ち合わせていない経営体質を持っていることが明らかである。そして、この度の追加調査によってずさんな経営体制は再度露呈したことになる。そこに投資を続け、取引を続ける日本企業はデューディリジェンスが欠けていると言わざるを得ない。また、そのような事業者に投融資を続ける日本の金融機関にも責任の一端がある。

Fair Finance Guide Japan では人権テーマの格付け基準として下記の項目を採用し、配点をしているが、これまで報告してきた住民に対する人権侵害はこれらの項目に違反する企業行動と言える。

- ・ HR 5)金融機関が投融資先企業による国連ビジネスと人権に関する指導原則の尊重を奨励。
- ・ HR 6)金融機関が投融資先企業による人権侵害の被害者への補償と回復のプロセスの設置を奨励。
- ・ HR 7)金融機関が投融資先企業による人権侵害の被害者のための異議申立審査メカニズムの設置または参加を奨励。
- ・ HR 8)金融機関が投融資先企業による事業実施過程における先住民族の権利尊重を奨励。
- ・ HR 9)金融機関が投融資先企業による先住民族の「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC) 」に基づく土地・資源利用を奨励。
- ・ HR 10)金融機関が投融資先企業による慣習的土地所有者の「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC) 」に基づく土地・資源利用を奨励。
- ・ HR 11)金融機関が市民社会活動が制限されている地域で事業を行う投融資先企業による人権・環境に関する苦情申し立て者 (市民社会組織、労働組合、活動家、ジャーナリストなど) の人権保護を奨励。

この配点基準に対して、人権デューディリジェンスの実施、補償と回復プロセスの設置、異議申立制度の設置の三つの項目に関しては FFGJ 評価対象の金融機関はすべて部分的な投融資基準を設定している。この三つの配点基準については赤道原則の採択によりプロジェクトファイナンスに関しては適用されているとみなされるため、多くの銀行が加点されている。同様に、先住民族に対する FPIC は適用している金融機関が多かったものの、企業活動が行われる現場において先住民族ではない慣習的占有者については FPIC の実施を求めている実状は問題である。先住民族として認知されていなくとも、土地を慣習的に占有して使用している住民は少なくない。事業実施時に FPIC を求める対象が先住民族に限られてしまうと適用範囲は極めて狭いことになるため、金融機関には速やかに方針を慣習的占有者にも広げることが求められる。

⁴⁸ https://vale.com/documents/d/guest/ptvi-investigation-public-report-_20240730

なお、異議申し立てメカニズムの設置については JaCER（ビジネスと人権対話救済機構）などの第三者制度を活用しているケースが近年日本企業においても見られるようになってきている。しかし、これらプログラムは設置しているだけでなく、その運用についても適正であることが確認されることが求められるべきである。例えば JaCER に関しては、異議申し立てを受け付けた後に第三者として状況を審査する「初期審査レポート」の発行が著しく遅いケースなども報告されている。例えば、2025 年度に申し立てされたあるケース⁴⁹では、8月中旬に申し立てが当該の不当解雇を訴える労働者およびその支援者から提出されたにもかかわらず、初期調査レポートが提出されたのは翌年1月のことである。脆弱な立場にある労働者への人権侵害について、実質的に5ヶ月以上も「初期審査」している状況は対話や救済を促進しているとはいいがたいタイムラインである。制度はただ存在しているだけでなく意味のある活用ができる制度であることが検証され続けなければならない。

その意味において、今回報告してきたように、2023 年時点で発覚し、申し立てられていた人権侵害に対して、軍を通じた圧力をかけるなどの威圧行為があったり、問題が解決に至っていない点から鑑みて、正常に PTVI 社の異議申し立てメカニズムが機能しているとは言い難い状況にある。

-金融機関各社による投融資状況

FFGJ 評価対象の金融機関からは下記の投融資が確認されている。

表 2：住友金属鉱山株式会社の主な借入先⁵⁰

	借入金（百万円）		
	2023 年 3 月末	2024 年 3 月末	2025 年 3 月末
国際協力銀行（JBIC）	74,782	123,334	112,895
シンジケートローン	112,671	126,366	112,000
三井住友銀行	63,036	23,870	21,500
農林中央金庫	8,126	8,584	12,549
福岡銀行	N/A	N/A	9,362
南都銀行	N/A	10,480	9,257
三井住友信託銀行	N/A	N/A	7,741
伊予銀行	8,126	8,584	7,194

⁴⁹ <https://jacer-bhr.org/data/media/FY2025List20260416JPN.pdf>

⁵⁰ https://www.smm.co.jp/ir/stock/meeting/pdf/2023/no98_houkoku.pdf

https://www.smm.co.jp/ir/stock/meeting/pdf/2024/no99_houkoku.pdf

https://www.smm.co.jp/ir/stock/meeting/pdf/2025/no100_houkoku.pdf

住友金属鉱山へは Fair Finance Guide Japan の評価対象金融機関 3 行からの直接融資が確認されているほか、多額のシンジケートローンが確認されている。シンジケートローンの中には三井住友銀行を主幹事、三井住友信託銀行を共同主幹事とする協調融資、三井住友銀行を主幹事とする協調融資および三井住友信託銀行を主幹事とする協調融資の三種のシンジケーションからなる。年度で比較すると三井住友銀行は単独の融資が減っている一方、2023 年 9 月付で発表された 250 億円のシンジケートローンにて三井住友信託銀行と共同主幹事をしているため、引き続き影響力を行使しうる立場にあると考えられる。さらに、多くの銀行の貸付額が返済とともに減っている中で、農林中金の融資額が 2024 年度中に増えているのは、これまで報告してきた人権・環境デューデリジェンス上の問題があるにも関わらず、新たな融資が実行されたことを意味する。

表 3：三井物産株式会社の株式保有が確認されている FFGJ 評価対象金融機関⁵¹

フィナンシャルグループ	2024 年 3 月末		2025 年 3 月末	
	保有株式	計上額 (百万円)	保有株式	計上額 (百万円)
三菱 UFJ	6,075,000	43,168	9,112,500	25,510
みずほ	6,694,518	47,571	13,389,036	37,482
三井住友	12,833,500	91,914	19,250,200	53,890
三井住友トラスト	3,286,400	23,353	6,572,800	18,400

三井物産株式会社については主な借入先が確認できなかったものの、メガバンク 3 社と三井住友トラストが株式を保有していることが確認された。4 社とも保有株式の数が大幅に増加しているが、これは 4 社通じて三井物産による株式分割によるものと補記されている。著しく投資額を増やしているわけではないが、度重なる人権侵害を受けても投資撤退をしているわけではないことが確認された。

以上確認された日本の金融機関による住友金属鉱山並びに三井物産への投融資を続けている姿勢は、事実上 2 社のかかわる PTVI 社および親会社である Vale 社の人権侵害を容認していることに他ならない。これまで投融資を続けてきた理由や、エンゲージメントの有無を各社は説明する責任がある。金融機関各社は住友金属鉱山に対して現在起きている問題の早期解決に向けた具体的行動を要求するとともに、開発が検討されている地域における住民の「拒否する権利」を尊重し、サプライチェーンの多様化を促すエンゲージメントを実施するべきである。そのためのエンゲージメントを行い、その成果が表れるまでは新たな与信を凍結させるべきである。

三井物産による Vale 社の株式保有については純投資目的の投資であるとされているので、資産運用に

⁵¹ https://www.mufg.jp/dam/ir/report/security_report/pdf/yu_mufg24.pdf
https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/report/yuho_202403/pdf/fg_fy.pdf
https://www.smfg.co.jp/investor/financial/yuho/2024_pdf/2024_fy_fg.pdf
<https://www.smth.jp/-/media/th/investors/yuuka/2403/240621-1.pdf>

対する別の手段を提供することは金融機関の本業にも通じる部分である。この点をないがしろにした三井物産への投資はもはや責任を乗り越して怠慢の域に達している。金融機関各社は本件にかかわらず、クライアントの行う投資がよりサステナビリティに貢献するように代替投資先を競って提案すべきである。三井物産に対しては速やかに代替投資先を提案し、Vale 社からのダイベストメントを促すべきである。

執筆協力：波多江秀枝（国際環境 NGO FoE Japan）

編著：田中滋

発行：Fair Finance Guide Japan、アジア太平洋資料センター（PARC）、APLA、「環境・持続社会」
研究センター（JACSES）、熱帯林行動ネットワーク（JATAN）

本ペーパーに関するお問い合わせ先

アジア太平洋資料センター（PARC）担当：田中 滋

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-7-11

Tel: 03-5209-3455 Fax: 03-5209-3453 Email: office@parc-jp.org

本報告書の作成にあたってはスウェーデン国際開発協力庁（Sida）の助成を受けています。